

東大阪市訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱及び東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱に規定する市長が指定する研修を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東大阪市訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「基準要綱」という。）第43条第1項及び東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）第16条第1項第1号に規定する市長が指定する研修（以下「指定研修」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(指定研修)

第2条 指定研修は、次の各号に定める事項に基づき、本市が主催する研修とする。

- (1) 研修は、介護予防・日常生活支援総合事業として本市が実施する「訪問型生活援助サービス」「訪問型助け合いサービス」「通所型つどいサービス」に従事する者の養成を目的として実施する。
- (2) 研修の標題は、「東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業サービス従事者養成研修」とする。
- (3) 研修は、東大阪市内に在住の者を対象とする。ただし、東大阪市外に在住の者であって、東大阪市内に所在する事業所で勤務する者若しくはボランティアグループ等で活動する者又はその予定である者については、受講の対象とすることができる。
- (4) 研修の受講費用は、原則無料とする。ただし、テキスト代等の実費相当の範囲で、受講者に対して費用負担を求めることができる。
- (5) 研修は、別表1の科目により実施する。ただし、本市の実情等に応じた新たな科目を追加することを妨げない。
- (6) 研修は、別表1に規定する各科目の必要時間数を満たすものとし、1日あたり6時間の計2日間を標準として実施する。
- (7) 研修講師の要件は、別表2の通りとする。
- (8) 研修受講者が研修を修了したと認められるときは、修了証書（様式第1号の1及び様式第1号の2）を交付する。なお、修了の認定にあたっては、修了評価を実施する。

2 市長は、前項に規定する研修のほか、地域支援事業実施要綱（平成30年5月10日老発0510第3号）に規定される訪問型サービスAに従事する者を養成することを目的とし、本市の研修科目と同等の内容で都道府県及び他の市区町村が主催する研修を指定研修として指定することができる。

(指定研修の公表)

第3条 市長は、前条第2項の規定に基づき、他の市区町村が主催する研修を指定研修として指定したときは、指定研修の実施者を市のウェブサイトで公表する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

「東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業サービス従事者養成研修実施要綱」は、令和2年11月30日をもって廃止する。

別表1（第2条第5号関係）

研修科目	
科目名	必要時間数
(1) 職務の理解	2時間
(2) 老化の理解	1時間
(3) 認知症の理解	2時間
(4) 介護におけるコミュニケーション技術	1時間
(5) 介護における尊厳の保持・介護の基本	3時間
(6) 生活支援技術	2時間
(7) 修了評価と振り返り	1時間

別表2（第2条第7号関係）

講師の要件	
科目名	講師要件
(1) 職務の理解	A 介護福祉士の資格を有し、5年以上の介護業務の経験を有する者 B 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員
(2) 老化の理解	A 介護福祉士の資格を有し、5年以上の介護業務の経験を有する者 B 医師 C 看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の看護業務の経験を有する者 D 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員
(3) 認知症の理解	A 認知症サポーターキャラバン事業「キャラバン・メイト養成研修」修了者
(4) 介護におけるコミュニケーション技術	A 介護福祉士の資格を有し、5年以上の介護業務の経験を有する者 B 看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務の経験を有する者 C 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員
(5) 介護における尊厳の保持・介護の基本	A 介護福祉士の資格を有し、5年以上の介護業務の経験を有する者 B 看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務の経験を有する者 C 介護支援専門員又は相談支援専門員の資格を取得した後、3年以上のサービス利用計画作成業務の経験を有する者 D 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員
(6) 生活支援技術	A 介護福祉士の資格を有し、5年以上の介護業務の経験を有する者 B 看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務の経験を有する者 C 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員
(7) 修了評価	A 介護福祉士の資格を有し、5年以上の介護業務の経験を有する者 B 看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務の経験を有する者 C 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員

様式第1号の1（第2条第8号関係）

第 号
修 了 証 書
氏 名 生年月日
あなたは、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業 サービス従事者研修を修了したことを証します。
令和 年 月 日
東大阪市長 （市長名） 印
※本修了証書は、本市「訪問型生活援助サービス」「訪問型助け合いサービス」 「通所型つどいサービス」の実施に必要な知識等を習得するための研修を 修了したことを証明するものです。

様式第1号の2（第2条第8号関係）

（表）

（裏）

<p>第 号 東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業 サービス従事者養成研修 修了証</p> <p>氏名 生年月日</p> <p>令和 年 月 日 東大阪市長 （市長名） 印</p>	<p>1 本証は、東大阪市「訪問型生活援助サービス」「訪問型助け合いサービス」「通所型つどいサービス」の実施に必要な知識等を習得するための研修を修了したことを証明するものです。</p> <p>2 本証は、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業サービス従事者として活動する際は携帯するなどし、必要に応じて関係者に提示等を行い、円滑な事業実施に努めてください。</p> <p>3 本証を改ざんし、汚損し、他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。</p>
---	--